

「つみたてNISA」制度とは!?



つみたてNISA（ニーサ）とは、少額からの積立・分散投資によるお客様の資産形成を目的として作られた、新しいNISAです。現行120万円NISAの運用期間が5年間であるのに比べ、つみたてNISAは20年間非課税で運用することができます。

つみたてNISAの5つのポイント

point
1

毎年40万円まで非課税投資ができます。非課税枠は20年間で最大800万円です。

point
2

株式投資信託の収益分配金や譲渡益などが**最長で20年間非課税**となります。

point
3

定時・定額積立での買付けに限定します。
*年間40万円を超える積立金額の設定はできません。

あらかじめ長期の資産運用に適した商品を厳選しています！



point
4

長期の資産形成に適した株式投資信託(※)に限定しています。

point
5

つみたてNISAと現行NISAの**どちらかを選択してご利用**いただきます。
*同一年に併用はできず、また変更する場合は原則として暦年単位となります。

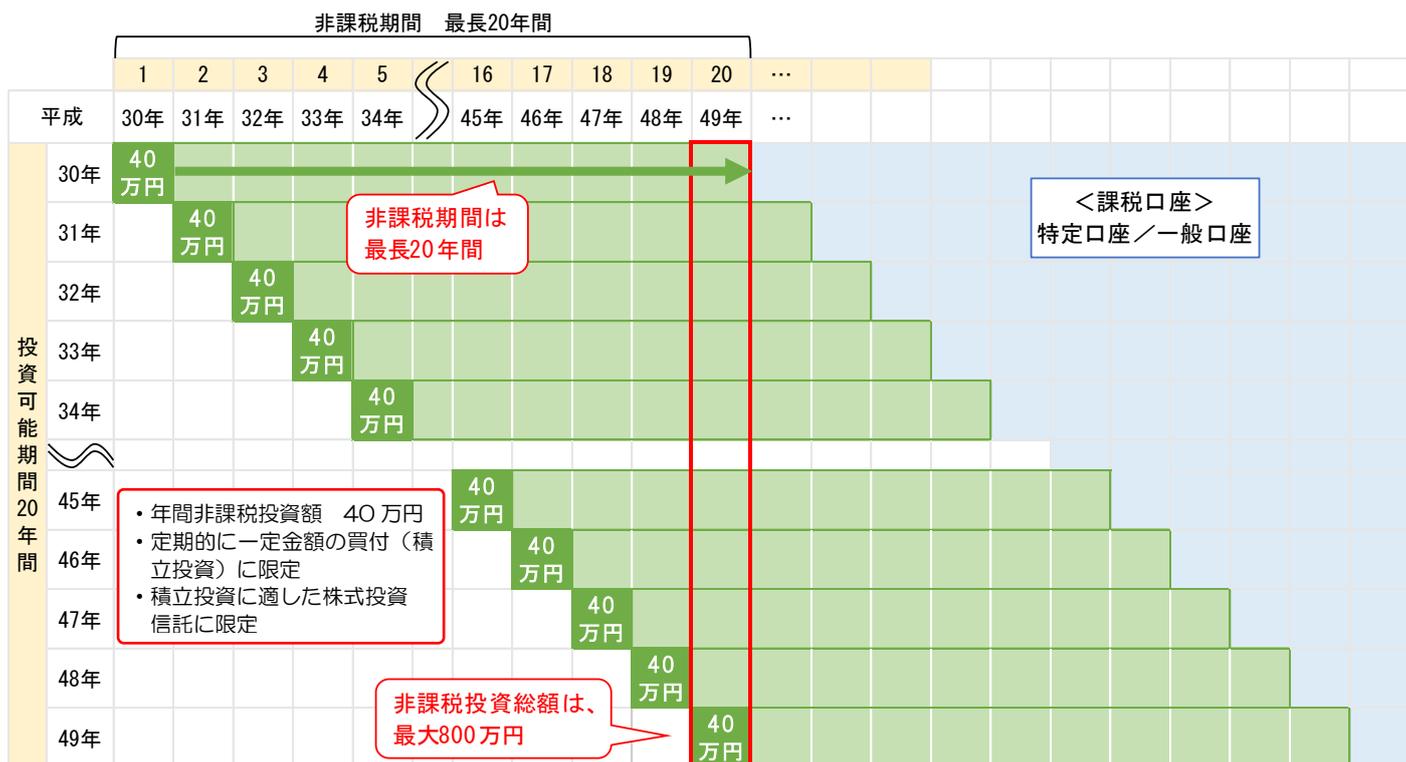
つみたてNISAと現行NISAの比較

	つみたてNISA	現行NISA
口座開設対象者	20歳以上の居住者等	
年間の非課税投資枠	40万円	120万円
非課税投資総額	800万円 (40万円×20年)	600万円 (120万円×5年)
非課税期間	最長20年間 (投資をした年を含めて20年後の12月末まで)	最長5年間 (投資をした年を含めて5年後の12月末まで)
投資可能期間	平成30年から平成49年まで	平成35年まで
投資対象商品	長期の資産形成に適した株式投資信託 [※]	株式投資信託
非課税の対象	NISA口座内の株式投資信託の収益分配金や譲渡益など	

※当行で取扱う「つみたてNISA」の投資対象商品は、以下の条件を満たす、限定された商品です。

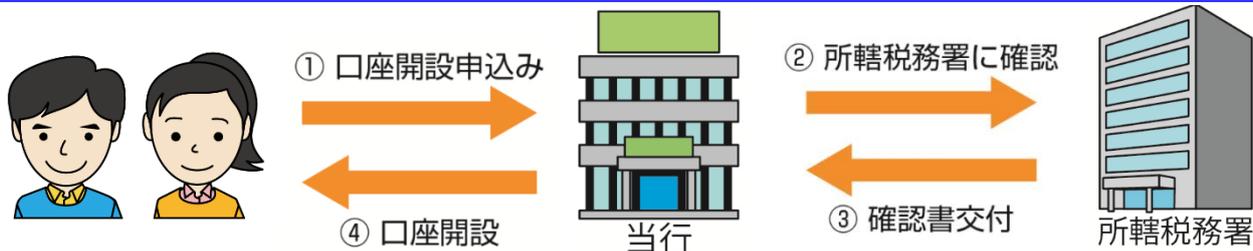
- ①②~⑥の所定の要件を満たす投資信託として、監督官庁に届出がされていること
- ②購入時手数料なし（ノーロード）、解約時手数料等もないこと
- ③信託報酬が投資信託の種類ごとに一定の上限内であること
- ④毎月分配型でないこと
- ⑤長期の資産形成に向けて、資産の全部または一部を株式で運用する商品であること
- ⑥その他一定の事項

つみたてNISA のイメージ



*つみたてNISAは現行NISAと異なり、ロールオーバーはできないことにご注意ください。

NISA 口座開設の流れ



- ① 口座開設申込み 「非課税適用確認書の交付申請書 兼 非課税口座開設届出書」を提出いただきます。
- ② 所轄税務署に確認 所轄税務署にて申請内容の確認が行われます。
- ③ 確認書交付 所轄税務署の確認が終了すると、当行へ「非課税適用確認書」が交付されます。
- ④ 口座開設 当行にて、NISA 口座を開設します。

<口座開設に必要なもの>

お届出印、個人番号を確認することができる書類（個人番号カード、通知カードと運転免許証や健康保険証などの身元確認書類等）、「非課税適用確認書の交付申請書 兼 非課税口座開設届出書」（当行にございます）

※当行でNISA 口座を開業済みのお客さまで、つみたてNISA 口座への変更をご希望のお客さまは、投資信託お取引店までご相談ください。

- NISA 口座開設に関する最終的な判断は、お客さまご自身で行っていただきますようお願いいたします。
- 当資料の記載内容は、平成 29 年度税制改正の内容を反映したものですが、内容の正確性や完全性を保証するものではありません。また今後の税制改正等により、当資料の記載事項と内容が変わる可能性があります。
- 当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 具体的な税法上の取扱い等につきましては、税理士や税務署等にご相談ください。

<問い合わせ先>

株式会社富山第一銀行 リテール部
TEL 076-461-3891

商号 : 株式会社富山第一銀行
登録金融機関: 北陸財務局長（登金）第7号
加入協会 : 日本証券業協会

◀ 投資信託に関する留意事項 ▶

- 投資信託はリスクを含む商品であり、国内外の株式や債券等へ投資しているため、組入れた有価証券等の値動き、運用先の信用状況の変化、金利、為替相場の変動等により基準価額が変動し、投資した資産の価値が投資元本を割り込むことがあります。これらのリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。
- 投資信託は預金ではありません。したがって、元本の保証および利回りの保証のされている商品ではありません。
- 当行で取扱う投資信託は預金保険制度および投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託のお取引に関しては、クーリングオフ（書面による契約の解除）の適用はありません。
- 当行は投資信託の販売会社であり、投資信託の設定及び運用の指図は委託会社が行い、保管・管理は受託会社が行います。

☆詳しくは各ファンドの目論見書および目論見書補完書面をご確認ください。

【投資信託に関する手数料・費用について】

- 投資信託をお申込頂く際に、各ファンドに設定された販売手数料や信託報酬等の諸経費をご負担頂きます。またファンドの種類に応じて、換金（解約）手数料や信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。
- 手数料等諸経費の詳細は各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面をご確認ください。

《 つみたてNISAに関する留意事項 》

- つみたてNISAでは、定時定額積立契約をお申込みいただき、定期・継続的な方法での買付けに限られます。毎月の積立額は、ボーナス月増額と合計で、年間40万円の非課税枠の範囲でのお申込みに限られます。
- つみたてNISAでは、ロールオーバーの受入れはできません。現行NISAで購入された投資信託をロールオーバーしたい場合は、あらためて現行NISAへのコース変更が必要になります。つみたてNISAで購入した投資信託は、20年間の非課税期間中、現行NISAのように他の年の非課税枠へロールオーバーできません。
- つみたてNISAでは、買付けた投資信託の信託報酬等の概算値が原則として年1回通知されます。また、法令により、つみたてNISAを開始された日から10年後等「基準経過日」には、お客さまの氏名・住所を再確認させていただきます。同年から1年内に確認ができない場合、つみたてNISAでの買付けを停止させていただきます。
- 収益分配金は、つみたてNISAでお預りの投資信託の分配金のみ、つみたてNISAの非課税枠で再投資できます。現行NISAからつみたてNISAにコース変更した場合、現行NISAでお預りの投資信託の分配金は、課税口座での再投資に変わります。
- 当行で取扱う、つみたてNISAの投資信託は、つみたてNISA以外での買付けのお申込みはできません。現行NISAへコース変更する場合、そのファンドの積立は終了させていただきます。